

# 登米市燃料券取扱店 募集要領

## 募集期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月9日（火）

〔期間内にお申込の店舗は燃料券に同封する取扱店チラシに掲載します。  
9日以降のお申込は、公式HPの「取扱店一覧」に店舗名を掲載します。〕

## 提出先(お問合せ先)

登米市 産業経済部 地域ビジネス支援課 地域ビジネス支援係  
〒987-0602

登米市中田町上沼字西桜場18番地（登米市役所中田庁舎 2階）

TEL：0220-34-2706 / FAX：0220-34-2802

電子メール：chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp

令和5年12月

登米地域商工会連絡協議会  
登米市

# 1.事業概要

## ①背景・目的

- エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う市民の経済的負担を軽減するため、**全市民に灯油・ガソリン・軽油の購入に使用できる燃料券を配布**します。



- 市内で灯油・ガソリン・軽油の販売を行っている事業者の皆様につきましては、燃料券が市内全域で幅広く活用可能となるよう、取扱店へのご登録にご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ②燃料券の詳細

名称	登米市燃料券
事業主体	登米地域商工会連絡協議会 (登米中央商工会・みやぎ北上商工会・登米みなみ商工会)
使用方法	取扱店で「灯油」「ガソリン」「軽油」の購入を行う際に、現金と同様に使用できます (お釣りは出さないものとします)
発行冊数	お一人様1セット3,000円分 (1,000円券3枚綴)
発行対象者	登米市内全市民 (令和6年1月1日住民登録者)
発行予算額	2億2,200万円 (74,000セット)
配布方法	世帯全員分の燃料券を登米市から世帯主へ『ゆうパック』により送付します 令和6年1月下旬より順次郵送します
使用期間	令和6年2月15日 (木) ~ 5月31日 (金) (使用期間後は無効)

## 2. 取扱店の募集について

### ① 取扱店の申込資格

登米市内に店舗等を有し、**灯油・ガソリン・軽油販売に対して燃料券を使用可能**とすることができる事業者



灯油



ガソリン



軽油

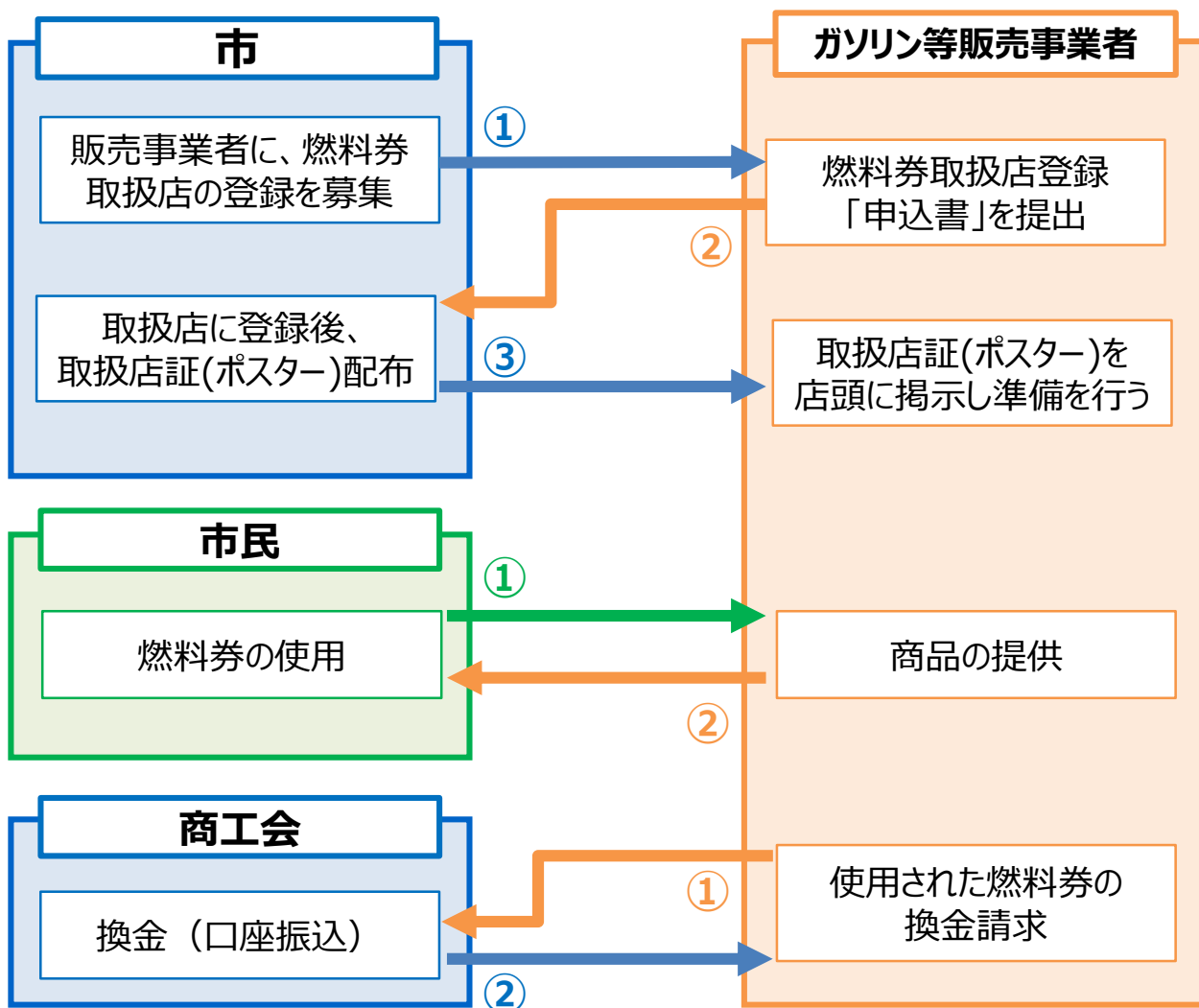
いずれかを販売する事業者

※取扱店は、燃料券に同封される「取扱店チラシ」、ホームページ及び店頭に掲示する「取扱店証（ポスター）」で市民に周知します。

### ② 取扱店登録料について

**取扱店登録料・換金手数料・振込手数料は無料です。**

### ③ 事業の流れ



## ④燃料券取扱い遵守事項

### (1)燃料券の用途について

- 燃料券は、**灯油・ガソリン・軽油の購入に限り使用可能**です。
- 燃料券と**現金の交換は禁止**します。

### (2)市民が燃料券を使用する際の注意事項

- 使用期限を過ぎた燃料券は無効となります。  
**(燃料券の使用期限：令和6年5月31日(金))**
- 使用額が**券面額に満たない場合でもお釣りは出さないものとします。**  
又、券面額を超えた不足分は現金等で受け取ってください。

### (3)燃料券の周知について

- 取扱店であることの**取扱店証(ポスター)**を店頭に掲示してください。  
(取扱店の登録後に、取扱店証(ポスター)を送付します。)
- 給油前に燃料券を使用することを申し出ていただくことをお客様に告知する環境づくり**にお取り組みください。



### (4)その他

- 本事業の性質上、**取扱店間での燃料券の使い回しは、厳禁**とします。
- 燃料券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。  
※紛失などした場合は再発行できませんのでご注意ください。
- 「登米市とめ地域応援商品券」**(使用期限：令和5年12月31日)を**使用することはできません**のでご注意ください。

使用できません  
ご注意ください。



## ⑤取扱店の換金方法

### (1)燃料券裏面への記入

使用された燃料券については再使用防止のため、燃料券「裏面」の取扱店記入欄に、**会社印の押印もしくは社名の記入**をしてください。

<燃料券裏面イメージ>

- ・燃料券の使用期限は、令和6年5月31日（金）までです。期限後は無効となります。
- ・燃料券は、現金とのお引き換えは致しません。
- ・燃料券は、「登米市燃料券」取扱店舗での灯油・軽油・ガソリンの購入に限り使用できます。
- ・燃料券は、取扱店舗が不可としたものには使用できません。ご希望のものに使用できるかどうかは、店舗に直接ご確認ください。

取扱店 記入欄	取扱店名	<b>(株)登米石油 迫町SS</b>
------------	------	---------------------

**会社印の押印もしくは社名を記入してください。**

### (2)換金請求書の記入・提出

換金は、換金請求書（後日送付）に換金枚数及び金額を記入し、**回収した燃料券と共に商工会にご持参ください。**

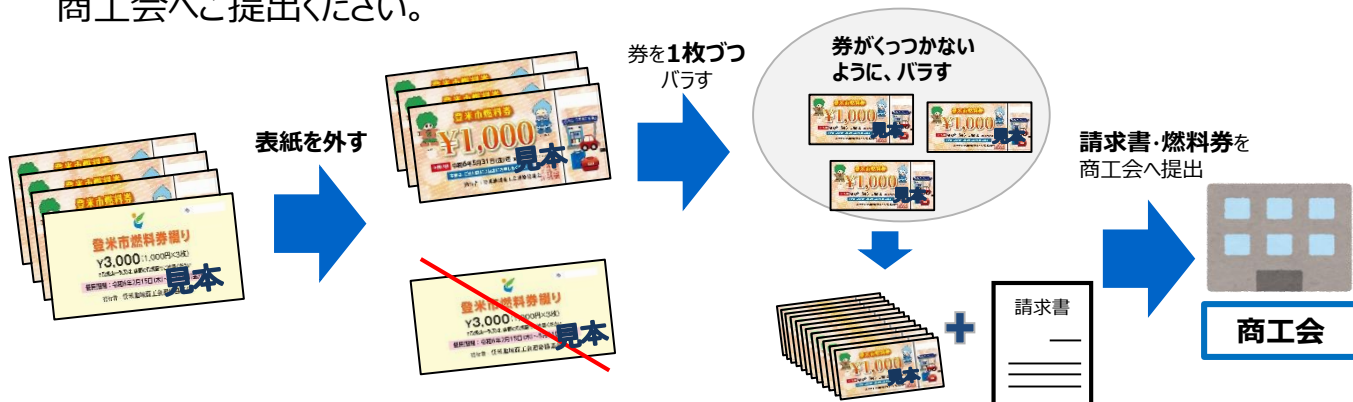
換金請求書
_____
_____
_____
_____

#### 【記入時の注意事項】

- ①燃料券の枚数を確認し、ご記入ください。
- ②請求書については、**事業所でまとめて作成ください。**

#### 【提出時の注意事項】

- 燃料券をご持参いただく際は、「表紙」を外していただき、**燃料券を1枚ずつバラした後、**商工会へご提出ください。



### (3) 換金請求書提出先の商工会について

換金請求書及び燃料券は、下記の商工会へ提出（持参）ください。

担当商工会	提出先	事業所 所在地
登米中央商工会	登米中央商工会 本所	迫町
	登米中央商工会 石越町支所	石越町
みやぎ北上商工会	みやぎ北上商工会 本所	中田町
	みやぎ北上商工会 東和支所	東和町
	みやぎ北上商工会 登米支所	登米町
	みやぎ北上商工会 津山支所	津山町
登米みなみ商工会	登米みなみ商工会 本所	米山町
	登米みなみ商工会 本所	南方町
	登米みなみ商工会 豊里支所	豊里町

### (4) 指定口座へ振込

- [口座振込みにて決済](#)いたします。（現金及び小切手での対応はいたしません。）
- 取扱店への[振込みは月1回](#)とします。
- 換金スケジュールは下記をご確認ください。

#### 換金スケジュール

受付期間	換金請求日	振込予定日
1回目換金	令和6年 <b>3月18日（月）</b>	令和6年 <b>3月29日（金）</b>
2回目換金	令和6年 <b>4月15日（月）</b>	令和6年 <b>4月30日（火）</b>
3回目換金	令和6年 <b>5月15日（水）</b>	令和6年 <b>5月31日（金）</b>
4回目換金	令和6年 <b>6月14日（金）</b>	令和6年 <b>6月28日（金）</b>

#### 【換金請求受付等に関する注意事項】

※各受付期間中の換金請求は、[各事業所1回のみ](#)といたします。

# 3.登録（申込）方法

## ①登録（申込）期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月9日（火）

この募集要領に同意の上、別紙「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、下記提出先まで電子メール、郵送、FAX又は持参により提出してください。

## ②提出時の注意事項

- 1.市内に複数の店舗がある場合は、店舗毎の登録が必要です。
- 2.「取扱店登録申込書」は、登米市公式ホームページにも様式を掲載しております。
- 3.申込内容を審査の上、承認の可否について郵送で通知します。なお、申込内容に虚偽、不備等がある場合は、不承認あるいは承認を取り消すことがあります。
- 4.1月9日までにお申込の店舗は、燃料券に同封する取扱店チラシに店舗名を掲載します。9日以降のお申込は、順次、公式HPの「取扱店一覧」に店舗名を掲載します。

●燃料券に同封する取扱店チラシへは下記の様に掲載させていただきます。 <掲載イメージ>

店名	所在地	電話番号	燃料等の種類及び販売方法					
			灯油		ガソリン		軽油	
			店頭	配達	店頭	配達	店頭	配達
(株)登米石油 迫SS	迫町佐沼字 〇〇丁目〇	0220-00-0000	●	●	●		●	
(有)登米商事	迫町新田字 〇〇丁目〇	0220-00-0000	●		●			

## ③提出先(お問合せ先)

登米市 産業経済部 地域ビジネス支援課 地域ビジネス支援係  
〒987-0602

登米市中田町上沼字西桜場18番地（登米市役所中田庁舎 2階）

TEL：0220-34-2706 / FAX：0220-34-2802

電子メール：chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp